平成２５年（フ）第６０５号
神戸市灘区八幡町１丁目９番20―205号、従前の住所神戸市中央区花隈町２番３―1002号
債務者　サロンドスペンサーこと　山本　義子
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６１８号
神戸市中央区東川崎町１丁目３番９―111号
債務者　大屋　　渚
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８５号
長崎県長崎市西山本町３番３号
債務者　築島　慶太
1　決定年月日時　平成25年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８４８号
愛知県常滑市大谷字鴨39番地の１
債務者　中野須眞子
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８４９号
名古屋市南区内田橋２丁目29番６号　コンドミニオ内田橋203号
債務者　髙崎海志郎
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５６号
青森県つがる市木造兼館佐野22番地３
債務者　藤本　美香（旧姓盛・乗田）
1　決定年月日時　平成25年９月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで　青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第１３０号
神奈川県横須賀市浦郷町３丁目48番地204
債務者　松田　和子
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第１３２号
神奈川県横須賀市浦上台４丁目２番６―202号
債務者　今岡　修司
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第１３３号
神奈川県横須賀市森崎１丁目３番７―205号
債務者　井口　洋可（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第２３６１号
大阪府豊中市上津島２丁目21番19号
債務者　早川　邦子（旧姓糸数）
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０６１号
大阪市都島区毛馬町１丁目20番25号　淀屋文化205号
債務者　東　ゆり子
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３９７号
大阪府豊中市三和町４丁目１番19号
債務者　栄嶋　陽次
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６６６号
大阪府高槻市宮之川原４丁目14番５―303号
債務者　大草　和彦
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８０２号
大阪府東大阪市上石切町１丁目11番14―804号　ファミール上石切アルテサージュ
債務者　一色　智佳
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８３２号
大阪府大東市曙町５番３号　イノベーション住道302号、前住所大阪府四條畷市岡山東１丁目３番９―903号
債務者　長田　幹子（旧姓宗石）
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０１４号
大阪市平野区長吉出戸１丁目５番８―201号
債務者　橋本　富夫
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０４５号
大阪市淀川区東三国３丁目５番９号　よろずハイツ302号
債務者　玉川トシ子
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１１１号
大阪市西区新町４丁目10番10―904号
債務者　谷　　淳子
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部